

## 令和5年度第7回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和5年12月21日（木曜日） 14時から14時50分
- 2 場 所 神奈川県庁東庁舎11階 111～113会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、奥真美、金子弥生、小林剛【副会長】、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳理、廣江正明
- 4 傍聴人 0人（一般傍聴人の定員4人）

### 5 議 題

#### (1) 対象事業の審査

（仮称）三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書について

#### (2) その他

### 6 審議概要

#### (1) 対象事業の審査

（仮称）三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書について

（一ノ瀬会長）

それでは、「（仮称）三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書」の審議を行います。

まず、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。なお、実施計画書について意見が県に送付されているということです。そちらも併せて御報告ください。その後で、事業者の方に、前回審査会の検討事項などについて、補足資料を用いて説明していただきます。それではお願いします。

（事務局）

資料1-1「（仮称）三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」、資料1-2「（仮称）三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書についての意見の概要等」について説明。

（一ノ瀬会長）

それでは今、説明のありました内容について、何かございますでしょうか。

（委員）

異議なし

（一ノ瀬会長）

それでは、次に、前回審査会で委員から出た質問について、事業者から説明をしていただきます。会場内に事業者を案内してください。

～事業者入室～

（一ノ瀬会長）

それでは、説明に入る前に、事務局から本日御出席の事業者の方を御紹介ください。

(事務局)

事業者を紹介。

(一ノ瀬会長)

事業者の方には、お忙しいところ当審査会にお越しいただき、ありがとうございます。それではさっそくですが、前回の委員からの質問について、[資料1-3]にて事業者から説明をお願いします。

(事業者)

資料1-3「(仮称)三戸プロジェクト 環境影響予測評価実施計画書 補足資料」により説明。

(一ノ瀬会長)

それでは、質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から御質問等を預かっているでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。現在出席されていない委員のうち3名から御意見をいただいております。

そのうち大澤委員につきましては、遅れて出席の可能性があるということで、念のため御意見をいただいておりますが、大澤委員の御意見については、本日御出席している委員皆様の質疑が全て終わった後で、御入室されていない場合に、事務局が読み上げたいと思っております。

ほかに小根山委員と海津委員の2名の御意見につきましては、本日御欠席ということですので、これから担当の方から読み上げをいたします。

それでは、2名の委員からいただいている御意見等を読み上げさせていただきます。小根山委員から次のとおり御意見をいただいております。

オープンデータについて御確認いただき、ありがとうございました。事故の発生位置が地図上にプロットされており、個別地点ごとの状況が把握できることが確認できました。

交通事故は極めてまれな現象であり、地点ごとの事故の状況を把握分析する場合には、1年間のデータでは十分ではありません。オープンデータだと2019年からデータが利用できますので、可能な限り複数年のデータを用いた現況把握や分析を行うことが望ましいです。

ある一定の箇所に交通事故が集中している様子は見られませんが、工事用車両、関係車両が国道134号に出たところの周辺において、交通事故の発生が多く見られます。

これらについては、複数年のデータを確認することにより、注視しておく必要があると思われま。これらの交通事故については、事故の発生状況を確認した上で、工事用車両、関連車両が発生しうる事故に対して影響を与える恐れがあるか予測評価し、必要ならば環境保全措置の検討を行う必要があると考えます。なお、これらは予測・評価・環境保全措置の検討の段階で実施していただくべき内容であり、今回の審査の中で再度資料の作成、再提示をいただく必要はないと考えます。

小根山委員からの御意見は、以上になります。

続きまして、海津委員から次のとおり御意見をいただいております。

資料を拝見いたしまして、「自然との触れ合い」について、騒音のみならず、工事中の車両通行が2つの散策路の利用安全性や利用快適性にどのような影響を与えるのか気になりました、という御意見をいただきました。以上になります。会長よろしく申し上げます。

(一ノ瀬会長)

それでは、ただいまの欠席の委員からの御意見、御質問について、事業者からお返事をいただけるでしょうか。

(事業者)

最初の質問については、御意見のとおり交通事故の2019年からの複数年データを確認した上で、結果については、予測評価書案において適切に対応してまいりたいと存じます。

2点目の御質問については、現状で発生土処分場事業を行っており、現在でも交通誘導員を適正に配置する等の配慮をしております。今回の土地区画整理事業においても、十分に交通誘導員を適正に配置して、安全に留意するよう徹底します。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、委員の皆さんから先ほど御説明いただいた補足資料の内容について、御質問、御意見ございましたら、お願いします。

廣江委員、お願いします。

(廣江委員)

丁寧な御説明、ありがとうございます。騒音、振動を担当しております、廣江と申します。一般環境の調査地点である、a、b、cの3地点を、特にaとcについては、この事業実施区域内に造られる、あるいは創生される新たなレクリエーション資源、人と自然との触れ合いの場の一つとして評価を行うときの調査地点にも用いようと考えているということは理解できました。特に追加してここを測ってほしいということはないのですが、技術指針等を読んでいただければわかりますように、こういう地点を設けて事前に調査をするということは、最終的にはそれが評価されるということになりますので、この地点における適切な対策等で、どのくらいきちんと環境が保全されたということを明らかにした段階で、影響が出たということになると、他の地点も同等である、あるいは小網代の森側の影響もそこから推測されるということになるということだけは、十分に注意していただきたいと思います。調査地点を選ぶということは、最終的な評価を行うということですので、必ずそのように手続きを進めていただければと思います。以上です。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、よろしいでしょうか。

(事業者)

御助言のとおり、適切に予測評価を行って、保全対策等について、整理してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、ほかにいかがでしょうか。金子委員お願いします。

(金子委員)

今回、ほ乳類の調査方法について、地図上で示していただいて、どうもありがとうございました。この地図を見て、どこで調査を行うのかよく分かりました。一つだけ質問ですが、特にこの南側の浦の川、小網代の森の中にある川沿いのところを調査されるのは、すごく興味深いことかと思うのですが、この川のほか、調査範囲の中に河川はあるのでしょうか。

(事業者)

今の調査範囲の中で、浦の川以外の川はないと認識しております。小さな沢等はいくつもありま

すが、そのように認識しております。

(金子委員)

わかりました。もし、調査中にそのような小さな水系が見つかった場合は、そういうところも、足跡など、見つかりやすいので、よく見ていただいたらよいのではないかと思います。特にニホンイタチなどの動物の場合、水系沿いの移動をして、足跡をつけやすいので、見つかったらその都度見ていただいたらよいのかなと思いました。以上です。

(事業者)

ありがとうございます。蟹田沢の方もちょっと入っているのですが、御助言を踏まえまして、調査の方を進めたいと思います。

(一ノ瀬会長)

ほかにかがでしょうか。そうしましたら、この今日の補足資料に限らず、事業全体に関して、追加の御意見、御質問ございますか。

奥委員お願いします。

(奥委員)

景観についてお伺いしたいのですが、実施計画書の115ページに、選定した項目選定しなかった項目、その理由が書かれていまして、景観の部分について工事中の造成工事等のところは非選定項目になっていますが、供用時の敷地の存在と施設の供用は選定項目になっています。造成工事で、現況から大幅に改変がなされるわけですが、ここは非選定項目になっているというのは、どういふふうに考えて非選定項目にした理由を御説明いただきたいと思います。

関連して実施計画書の146ページと147ページに、調査に係る内容が書かれているのですが、これを見ますと、眺望景観に焦点を置いて調査をされるということのようですが、現況から大きく景観は変わっていくことを考えますと、その現況からの景観の変化をしっかりと把握するため、離れた所からの眺望というよりは、むしろその場に立って、周りを見渡したときにどう変化するのかといった圍繞景観もしっかり押さえていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方お願いします。

(事業者)

造成中の景観については、基本的に発生土処分場の工事が進んでいることから、景観的には著しい変化がないと想定しています。

供用時については、法面の変化とか、あと場合によってある程度設定したボリュームを持つ建物の形状とか、そういったことを含めて予測評価をしようと考えております。そういった意味で見え目が変わるといったところで供用時については、施設の供用を選定項目しております。あと、実施計画書の146ページ、147ページの圍繞景観については、遠い所からだけではなくて身近な所については、現在はバス停とか、住民の方々が通常集まって、計画地を望めるといった所について設定をしていますので、問題ないと考えています。

(奥委員)

バス停も、実施区域よりも600メートル離れていますが、例えばその実施区域の境界線の所とい

った場所も設定しなくてもいいのかと思いました。あと、最初のお答えで、既に工事が始まっているという説明ですが、私は現地調査に行けなかったので現地の状況を全然イメージできていない中で質問をさせていただいているので、なかなかかみ合わないのかもしれませんが、どの時点でのその景観、どこを起点として、そこから変化していくわけですが、結局その景観の変化といったときに、どの時点を起点とするのかということについてはいかがでしょうか。

(事業者)

先ほどの御質問の方に戻りますが、工事中を景観として選定していないというのは、工事がある程度一過性のもものと認識しています。工事期間1年2年という形になりますが、一過性のものであることや、その後にできる土地の存在利用の状況の方が、継続的に続くということから、景観の調査については、土地の存在利用を考えています。

それから発言された圍繞景観の考え方ですが、確かに計画地の中は、だいぶ土地利用が変わってくるということで、その部分については、御指摘の状況も踏まえまして、予測評価の中で明らかにしていきたいと考えています。

(奥委員)

後半部分については、そのように是非お願いしたいと思います。最初の点については、その敷地が存在することによって、このような景観になったというのを見ていただくというのは、それでいいと思いますが、ただ、どの時点から、ある時点で、もともとあった景観がどういったもので、それが敷地の存在によってどう変化したのかという変化を示していただく必要があるのではないかと考えています。ほかのアセス案件でも通常は現況がこうで、それが事業実施後にはこのように変わるというところを通常は示していただいているので、現況をどこに置いて、そこからどのように造成後に変化したのかということをごきちんとお示しいただきたいという趣旨です。

(事業者)

申し訳ございません。一つどの時点ということをお答えできていませんでした。今現状残土処分場となっていますが、この今の状況を現状としましてそこからの変化を、現況とそれから将来の予測ということで、把握をしていきたいと考えています。

(奥委員)

分かりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかはいかがでしょう。廣江委員、お願いします。

(廣江委員)

今の奥委員の御発言で、私も一つ確認しておかなければならないと思いました。騒音、振動に関して、通常であれば道路交通騒音や一般環境騒音などは、例えば道路の交通量等から整理できるものなのです。先ほど申し上げた人触れの中の音環境も、いわゆるこの事業に伴って改変されて、その影響がどうなったかという評価をされます。私も現地を見ていませんので、現状を理解していませんが、人触れもどの時点、どの音環境をベースにして、事業開業後の評価をされるのかということをご明らかにしていただきたいです。現在、既に音環境が変わっているのであれば、それを踏まえて考えるべきだと思います。今の人触れについてもその辺りを明確にしていだけないでしょうか。

(事業者)

基本的に人触れに対しての音環境についても、今、処分場が稼働している状態を現況としてとらえて、そこからの将来の変化を予測するということを想定しています。

(廣江委員)

すみません。そうすると、人触れについてですが、自然との触れ合いの場として利用することを前提としていますが、どの音を入れて、どの音を入れないのでしょうか。非常に微妙な問題です。当然建設工事は一過性ですから省いていただけると信じていますが、稼働中の処分場の音も含めた現状の自然の中の音がベースになるということですね。

(事業者)

はい。御指摘のとおりかと思えます。ただし、稼働自体は、実際に行う工事に比べては、現状、それほど多くないような状況ですので、基本的にはそういったものは除外するようなかたちで評価できるのかなというふうに考えております。

(廣江委員)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにいかがでしょうか。ほかにございせんか。そうしましたら、大澤委員がまだ入られていませんが、大澤委員から預かっている御質問について、事務局からお願いできますか。

(事務局)

大澤委員から預かっている御意見について、お伝えします。

頂いた資料を見ました。事業者に示して頂いた対応で、問題ないです。意見としては、「環境の特性に基づき配慮しようとする内容に1項を追加頂き、ありがとうございます。流域境の改変に対しては、小網代の森側への雨水浸透等による湧水確保に、十分に配慮をした計画としてください。」という御意見をいただきました。以上になります。会長よろしくお願いたします。

(一ノ瀬会長)

それでは、ただいまの御意見について事業者の方いかがでしょうか。

(事業者)

委員の御指摘のと通りの配慮した土地利用計画にしようと思えます。

(一ノ瀬会長)

ほかによろしいですかね。いかがですか。

そうしましたら、この案件については、審議が尽くされたかと思えますので、次回は、本日までの審議を踏まえた上で、答申案の審議を行えばというふうに思います。

事業者の皆様におかれましては、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会ということになります。これまで、当審査会に御協力いただきありがとうございました。当審査会での審議を踏まえ、予測評価書案に係る対応については、遺漏なく実施いただきますようよろしくお願いいたします。

そうしましたら、事業者の皆様、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退室ください。

～事業者退室～

(2) その他

(一ノ瀬会長)

本日について議題は以上となりますけれども、何か皆様からございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会としたいと思います。

以上